

愛知県では、中国江蘇省との経済連携協定に基づき、江蘇省に進出している県内企業支援のため、「愛知県江蘇省サポートデスク」を運営しています。

私共、上海納克名南企業管理咨询有限公司が愛知県から業務委託を受け、2023年度の運営業務を担っております。

進出企業の皆様の関心があると思われる内容につき、今年度10回目となるメールマガジンを配信させていただきます。

最後までお読みいただければ幸いです。

愛知県江蘇省サポートデスク メールマガジン 2023 vol.10

会社法改正

2023年12月29日に会社法の改正が決定し、2024年7月1日から施行されることとなりました。今回はこの改正内容について、主な部分を説明させていただきます。

1. 資本金の払い込み期限

前回2013年の会社法改正に続き、今回も再度変更となりました。前回の改正では、それまでの期限つき払込制（一定期限内に全額資本金を払い込むことを要請）から、完全引受制（払込期限は設定されず、引き受け額を確定させるのみ）へ変更されていますが、再度、期限つき払込制へ戻すこととなりました。なお、期限については、5年以内に払い込むことが要請されることとなります。

24年7月1日以降に設立される会社は当然この改正のとおり取扱いとなりますが、一方で、2013年以降に設立した会社で、資本金がまだ全額振り込まれていない会社については、「段階的に調整する」と規定されています。したがって、まだ全額払い込まれていない先については、払込をする必要が早晩生じることとなります。設立当初と事業環境が異なり、資本金全額の払込は不要だという会社については、登記情報の変更等の対応が求められることになると考えられます。

2. 株主の責任

いわゆる日本企業の中国法人は大半が「有限責任公司」となりますが、その出資者の責任につき、新会社法ではその責任強化の方向に変更されています。具体的には、出資者が引き受けた資本金をいまだ全額払い込んでいない場合であっても、その引受額全額について責任を負うこととなります。

3. 董事、監事、高級管理職の責任範囲の拡大

董事会は出資者の払込状況を検査する必要があるが、まだ払込がなされていない場合は、催促状の送付を行い、払込の督促を促す必要があるが、董事がその行為を怠った場合は、賠償義務があることとなってい

ます。

また出資者は無断で出資の引き上げをしてはならず、無断で引き上げを行い、会社に損失を与えた場合は、出資者の他、董事、監事、高級管理職も連帯賠償責任を負う、という責任範囲が拡大されています。

1の内容とも関連するのですが、このような規定が設けられた背景には、引き受けた資本金が払い込まれておらず、企業の実態把握を困難にさせる状況があったものと推察されます。したがって、払込に期限を設け、かつ引き上げに制限を設けることで、企業の実態把握をさせることを目的にしているものと考えられます。

次回の意見交換会は3月を予定しております。詳細が決まり次第、案内させていただきます。皆様の参加をお待ちしております。